

# 障害児施設の契約等について

## 目次

1 措置と契約の取扱いについて	.....	P 2
2 実施主体の考え方について	.....	P 3
3 支給決定における整理事項について	.....	P 5
4 障害児施設関係の今後のスケジュールについて	.....	P 10
5 児童デイサービスについて	.....	P 11

・参考 平成18年度障害児施設措置費(平成18年4月～9月)の補助単価(案)

# 1 措置と契約の取扱いについて

障害児施設における児童福祉法第27条第1項第3号措置の適用について

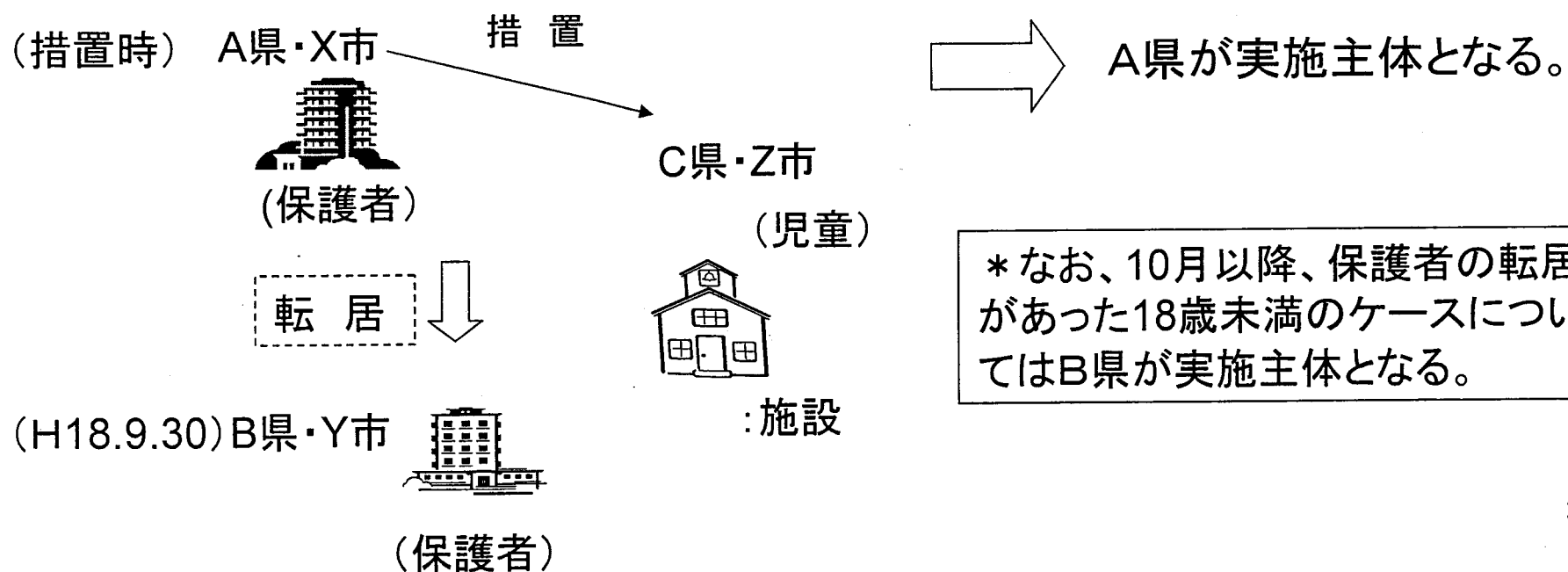
原則として障害児施設の利用は契約によることとなるが、児童相談所が下記の事由のいずれかに合致すると判断した場合には、児童福祉法第27条第1項第3号の措置による利用を行うものとする。

- ・ 保護者が不在であることが認められ利用契約の締結が困難な場合
- ・ 保護者が精神疾患等の理由により制限行為能力者又はこれに準ずる状態にある場合
- ・ 保護者の虐待等により、入所が必要であるにもかかわらず利用契約の締結が困難と認められる場合

## 2 実施主体の考え方について

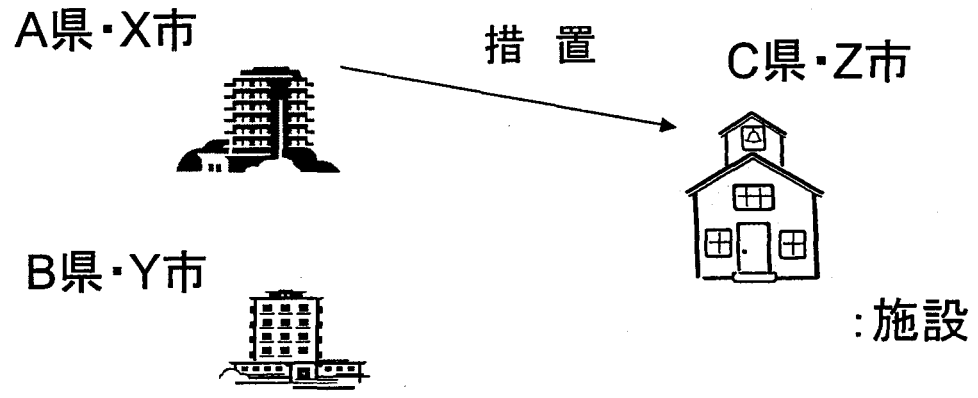
### 障害児施設給付費における給付の実施者について

- 給付を実施する者は保護者の居住する都道府県を原則とする。なお現在、すでに入所している障害児については、現在措置を行っている都道府県が行う。



重症心身障害児施設等が療養介護事業に移行した場合の  
給付の実施者について

・ 現在入所している加齢児を対象に考えると、入所前に居住していた市町村が給付の実施者になる。



保 護 者	児 童 の 住 民 票	給 付 の 実 施 者
A県X市	A県X市	A県X市
	C県Z市	
B県Y市に転居	B県Y市	
	C県Z市(転居時に異動)	
	C県Z市(入所時に異動)	

### 3 支給決定における整理事項について

#### 支給決定するサービスの種類

##### 障害児施設給付費

- ・指定知的障害児施設支援
- ・指定第1種自閉症児施設支援
- ・指定第2種自閉症児施設支援
- ・指定知的障害児通園施設支援
- ・指定盲児施設支援
- ・指定ろうあ児施設支援
- ・指定難聴幼児通園施設支援
- ・指定肢体不自由児施設支援(入所)
- ・指定肢体不自由児施設支援(通所)
- ・指定肢体不自由児療護施設支援
- ・指定肢体不自由児通園施設支援
- ・指定重症心身障害児施設支援
- ・指定医療機関(肢体不自由児)
- ・指定医療機関(重症心身障害児)

(※)障害児は障害程度区分の認定を行わない。

## 障害児施設における支給決定の有効期間の取扱い

- ・ 支給決定の有効期間は原則として最長3年とする。
- ・ ただし、通所施設にあつては、利用するサービス量が比較的短期間に変わりうるため、支給決定有効期間を最長1年間とする。

## 障害児施設給付費 受給者支給決定内容整理表

施設種別(入所)	支給決定する内容				
	幼児(乳幼児) 加算	重度加算	強度行動 障害加算	重度重複 加算	自活訓練 加算
知的障害児施設	×	○	○	○	○
第1種自閉症施設	×	○	×	○	○
第2種自閉症施設	×	○	○	○	○
盲児施設	○	○	×	○	×
ろうあ児施設	○	○		○	
肢体不自由児施設 (入所部)	○	○		○	
肢体不自由児療護施設	×	○		○	
指定医療機関 (肢体不自由児)	○	○		○	
知的障害児通園施設	○	×		×	

## 障害児施設支援における支給決定の有効期間

施設種別(入所)	支給決定の有効期間		施設種別(通所)	支給決定の有効期間	
	最短	最長		最短	最長
知的障害児施設	1か月	3年	知的障害児通園施設	1か月	1年
第1種自閉症施設			難聴幼児通園施設		
第2種自閉症施設			肢体不自由児施設 (通所部)		
盲児施設			肢体不自由児通園施設		
ろうあ児施設			取扱いの考え方		
肢体不自由児施設 (入所部)			支給決定の有効期間は、障害者自立支援法並びの期間とする。 利用児の利用日数については、「者」に準ずる。		
肢体不自由児療護施設					
重症心身障害児施設					
指定医療機関 (肢体不自由児)					
指定医療機関 (重症心身障害児)					



## 障害児施設支援における利用者負担の見直し時期

施設種別(入所)	利用者負担の見直し時期(標準)	施設種別(通所)	利用者負担の見直し時期(標準)
知的障害児施設	毎年7月	知的障害児通園施設	支給決定の 更新時
第1種自閉症施設		難聴幼児通園施設	
第2種自閉症施設		肢体不自由児施設 (通所部)	
盲児施設		肢体不自由児通園施設	
ろうあ児施設			
肢体不自由児施設 (入所部)		取扱いの考え方等	
肢体不自由児療護施設		<p>○ 1年より短い支給決定の有効期間等を定めること等により、左欄の見直し時期により難しい場合は、市町村が、個々のケースに応じて適切と考える時期に見直しを行う。</p> <p>その場合、利用者負担の見直しが、毎年、原則として前年收入(1月から6月までは前々年)に応じて行われるものであることに鑑み、適切な期間で見直しがなされるよう配慮すること。</p>	
重症心身障害児施設			
指定医療機関 (肢体不自由児)			
指定医療機関 (重症心身障害児)			

## 4 障害児施設関係の今後のスケジュールについて

	6月	7月	8月	9月	10月以降
事業所指定		事業所に対する必要な周知		都道府県等へ必要な届出等*	みなし指定
受給者関係		給付費支給申請の周知	都道府県等へ申請	支給決定・受給者証の交付	利用者との施設で契約
国の提示事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受給者証</li> <li>・障害児施設給付費支給申請書等</li> <li>・事業所指定申請書</li> <li>・利用者負担の扱いの案提示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報酬告示(案)</li> <li>・指定運営基準(案)</li> <li>・事業所指定及び支給決定事務処理要領(案)</li> <li>・公費負担医療関係取扱の提示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請求事務関係の提示</li> </ul>		

\*9月30日において現に運営している障害児施設の指定は、みなし規定があるため指定の申請は要しないが、10月1日から新指定基準が適用されることに伴い、10月1日までに当該指定基準に沿った運営体制が確保されるよう、事業者にも周知を行うこと。また、運営規程の届出等、新指定基準において届出の対象となっている事項について、届出を行うよう周知すること。

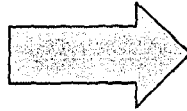
\*\*報酬に係る加算のうち、体制加算に係るものについても、適宜必要な届出を行うよう、周知されたい。

## 5 児童デイサービスについて

### 障害者自立支援法(法律負担)

原則として、以下のような整理とする。

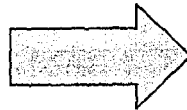
療育を必要とする  
18歳未満の児童



個別給付(介護給付)  
児童デイサービス

※市町村は、支給決定の際、当該児童が療育指導を必要とするか否かについて、児童相談所・保健所に意見を求めることが望ましいものとする。

放課後対策、レスパイト



地域生活支援事業  
タイムケア

### 個別給付(介護給付)

〔18年4月から9月〕

対象者 : 療育の観点から、集団療育を行う必要が認められる児童(必要に応じ児童相談所・保健所等に意見を求める)

事業内容 : 指導員等の直接的監視のもとに、複数の児童に対し指導・訓練を行う。

人員配置基準 : 指導員又は保育士 15:2

報酬単価 : 364単位(1日あたり平均利用人員11~20人)

## 個別給付(介護給付)

### 〈18年10月からの児童デイサービス〉

○〔原則〕児童デイサービス(より専門性の高いサービスを提供するものとして一定の要件を満たす事業者)

対象者 :療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要が認められる児童。

具体的事例として

- ・ 市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要性が認められる児童
- ・ 児童相談所・保健所・児童家庭支援センター、医療機関等から療育の必要性を認められた児童

事業内容 :療育目標を設定した個別プログラムの策定及び評価。

指導員等による児童への個別指導を1日に一定時間以上行う。

個別プログラムに沿った集団療育を行う。

保健、医療、教育も含めた支援システムを構築するため、関係機関と連携を図る。

人員配置基準 :指導員又は保育士 10:2に加え、サービス管理責任者を新たに設置。

報酬単価 :508単位(1日あたり平均利用人員11~20人)

ただし、1歳6か月健診等において一定の支援が必要とされており、保健所及び児童相談所等から療育の必要性があると認められた就学前児童を7割以上受け入れる場合に適用する。

### 〔経過措置〕

○一定以上の年齢に達している児童など、集団療育が適切であると考えられる児童に対する療育指導の検討

現行制度において、児童デイサービスを実施している事業者及びその利用者に配慮し、施行後3年間は、事業所として一定の要件を満たすものを指定児童デイサービス事業所とみなす。

対象者 :療育の観点から、集団療育を行う必要が認められる児童。(必要に応じ児童相談所・保健所等に意見を求める)

事業内容 :指導員等の直接的監視のもとに、複数の児童に対し指導・訓練を行う。(必ずしも、1対1での指導時間を必要としない)。個別プログラムの策定。

人員配置基準 :指導員又は保育士 15:2

報酬単価 :283単位(1日あたり平均利用人員11~20人)

## 10月の指定基準の変更に伴う児童デイサービスの取扱いについて

	新指定基準	旧指定基準(経過措置)*
保育士及び指導員の 人員配置基準	10:2	15:2
サービス管理責任者の配置	必要	未配置でも可
就学前児童を実際に7割受け 入れているか**	/	/
利用定員の設定***	10人以上	10人未満でも可

\* 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令の附則の適用となる事業所(省令の施行の際に現に存する事業所に限る。)

\*\* 就学前児童を7割受け入れていない事業所については、報酬上低い単価設定とする。  
(前頁に記載している「経過措置の単価」の適用となる。)

\*\*\* 児童デイサービス経過措置事業所のうち「利用定員の設定」のみを満たせない場合に限り、報酬上高い単価設定とする。(前頁に記載している「原則の報酬単価」の適用となる。)